

## 第 9 回

### 中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

農林水産省農村振興局

## 第9回 中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

日時：令和6年6月25日（火）

13：30～14：55

場所：農村振興局第1会議室

### 会 議 次 第

1. 開 会
2. 農村振興局長挨拶
3. 議 事
  - (1) 第5期対策最終評価の案について
  - (2) その他
4. 質 疑
5. 閉 会

午後 1時30分 開会

○地域振興課長 ただいまから第9回の中山間直接支払制度に関する第三者委員会を開催いたします。

地域振興課長の山本でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

議事に先立ちまして、長井農村振興局長より挨拶をさせていただきます。

○農村振興局長 農村振興局長の長井でございます。

委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。また、中山間地域を始めといたしまして、農村振興政策に対しまして大変なお力添えを頂いておりますことをこの場をお借りいたしまして感謝申し上げる次第であります。

さて、国会がこの前閉会いたしましたけれども、この国会におきましては食料・農業・農村基本法が改正、今月の5日に公布、施行したところでございます。改正した基本法におきましては、農村については人口減少、高齢化が急速に進行する中で、集落機能の低下による農業生産の停滞と地域の衰退が懸念されるということから、農村振興に関する基本理念の中に地域社会の維持というものを入れたところであります。さらには地域ぐるみの共同活動の推進ですとか、関係人口の拡大といった施策も位置付けたところでございます。

また、中山間地域の振興につきましては、いわゆる農村RMO、これによる地域社会の維持を念頭に生活の利便性の確保を加えたところでありますし、また本委員会で御議論頂いております中山間地域等直接支払制度については、引き続き条文の中でも位置付けたところでございます。

この中山間地域等直接支払制度につきましては、今、次期対策に向けて検討を進めているところでありますし、また本委員会の中でいろいろな御意見を伺うことにしておりますけれども、高齢化によります協定参加者の減少でありますとか、担い手やリーダーの不足などによりまして、活動の継続が困難な協定の増加、或いは協定の廃止等といった課題がございまして、これにどう対応していくのかということが論点となっているところであります。

本日はこれまでの委員会の御意見でありますとか、中間年評価後の協定活動に関する市町村のフォローアップ結果、次期対策の取組等に関します市町村へのアンケート結果等を踏まえまして、5期対策の最終評価の素案について我々のほうで一定の整理をさせていただきましたので、これにつきまして御議論頂くことにしております。

この委員会の中での御意見を踏まえまして、本制度をよりよいものにしていきたいと思っておりますので、限られた時間ではございますけれども、忌憚のない御議論を頂きますようお願い申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○**地域振興課長** ありがとうございます。

なお、長井局長はこの後公務がございますので、御退席をさせていただきます。

本日は委員の方全員対面での御出席の開催となります。出席者の御紹介につきましては、お手元に出席者一覧を配付させていただいておりますので、時間の関係上これをもって代えさせていただきますと思います。

次に、注意事項について御説明させていただきます。本日の資料は、こちらもお手元に配付資料一覧がございますが、資料1、その参考資料、資料2の3種類でございます。なお、過不足等ございましたら、事務局にお知らせください。傍聴の方には事前に御案内させていただいておりますが、農水省のホームページに資料を掲載しておりますので、そちらを御確認ください。

また、会議の開催に当たりまして、幾つかお願いがございます。本日の委員会は一般の方もウェブで傍聴できるように公開で行っておりますが、発言は委員のみとさせていただきます。傍聴者につきましては、マイクをオフにさせていただくようお願い申し上げます。

また、議事録につきましては、委員の先生方に御確認させていただいた上で後日公開させていただきますと考えております。よろしくお願ひいたします。

本日の議題でございますが、配付しております議事次第にありますとおり第5期対策の最終評価の案についてでございます。会議の終了は15時を予定しておりますので、進行に御協力をお願いいたします。

それでは、議事を開始いたします。ここからは本委員会の委員長であります関司先生に進行をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○**関司委員長** 皆さん、こんにちは。委員長を仰せつかっております法政大学の関司です。よろしくお願ひします。

それでは、議事を始めてまいりたいと思います。今日は「第5期対策最終評価の案について」ということがメインの議題になっておりますので、この内容について事務局から一括して説明を頂いて、その後質疑という形で進めさせていただきたいと思います。時間が限られておりますので、事務局からはポイントを絞った形で説明を頂けるとありがたいで

す。それでは、よろしく願いいたします。

○中山間地域・日本型直接支払室長 それでは、中山間地域・日本型直接支払室長の藤田でございます。どうぞよろしくお願い致します。

お配りしている資料の一番下に置いてあります中山間地域等直接支払制度第5期対策の最終評価素案、こちらが今回お諮りする本体の素案となっております。

まず、こちらの1ページ目を御覧ください。

最終評価の取りまとめの関係でございますけれども、昨年12月の第三者委員会で御説明したとおり、3番目にあります最終評価の項目及び各項目からの狙いにある各項目によりまして、最終評価の案について取りまとめてございます。

具体的には①ですけれども、中間年評価のフォローアップでございます。市町村は中間年評価におきまして、協定の各取組を「◎」から「×」までの4段階で評価しまして、そのうち「△」又は「×」ということで、取組が不十分と評価した協定に対しましては、改善に向けて適切な指導、助言を行うこととしていますが、改善が見込まれない協定に対しては交付金の交付停止や返還等の措置を講ずることとされています。このため最終評価につきましては、「△」又は「×」ということで、取組が不十分と評価した協定について最終年度での改善の見込みがあるかどうか、フォローアップをしてございます。

次に、②の第5期対策における農用地の減少防止効果でございます。本制度を実施することで、どの程度農用地の減少が防止されたか等について推計してございます。

続いて2ページ目、③の中間年評価結果の詳細な分析でございます。中間年評価の際に次期対策の取組意向やアンケート調査を実施していますので、この結果と各協定の面積や参加者数などのデータの関連付けを行いまして、詳細な分析を行っております。

④が次期対策の取組に対する市町村のアンケートでございます。市町村に対しまして、現在と今後重点的に取り組む農業・農村振興対策や次期対策の取組の方針についてアンケート調査を実施しましたので、この結果の分析を行ってございます。

以上の四つの項目の各結果を踏まえまして、今後進めていくべき取組としまして次期対策の方向性をまとめてございます。

それでは、最終評価の素案の具体的な中身について説明したいと思えます。

この素案の本体につきましては、分量が多いためこの場では概要として取りまとめました一枚紙、表裏のものがあるかと思えますけれども、こちらにより説明させていただきたいと思えます。

それでは、1 ページ目の I、「第5期対策の取組成果」を御覧ください。

1の「協定における各活動の実施状況」につきましては、右側の表に取りまとめております。

まず、(1) 集落協定でございますけれども、集落マスタープランに係る活動と農業生産活動等として取り組むべき事項の各項目につきましては、フォローアップ等の対象となった協定のうち最終年度の実施見込みなしとされたのは1協定でございます、こちらについては全て同一の協定となっております。これについては公共転用に係るやむを得ないものとなっております。続いてその下の集落戦略の作成についてでございますけれども、中間年評価の時点では2,524協定と多くの協定がフォローアップの対象となりましたが、ほとんどの協定は最終年度までに達成が見込まれてございます。ただ、14の協定については、この集落戦略が当初協定が想定していたものと異なっていたことを理由として、取組をやめたいといった申出があったことなどによりまして、見込みなしと判断されてございます。それから、その下の加算措置の目標達成につきましては、フォローアップの対象となった協定のうちほとんどの協定で目標達成が見込まれていますが、一部の加算措置について、加算措置による取組の中心的人物が病気になったりなどして取組を中止したことによりまして、達成見込みなしとなっております。以上をまとめますと、ほぼ全ての集落協定において最終年度における活動の実施や目標の達成などが見込まれており、見込みなしの協定は一部あるものの全体としては活動が適切に行われたものと考えてございます。

続いて(2)の個別協定についてでございますけれども、同じく表にあります、利用権設定等として取り組むべき事項と超急傾斜農地保全管理加算の目標達成の2つの項目がフォローアップの対象となっております。いずれも最終年度において実施が見込まれるため、活動が適切に行われたものと考えてございます。

続いてその下でございますけれども、2の「農用地の減少防止効果」でございます。具体的な計算方法につきましては、先ほどの本体の最終評価書の10ページ目以降に記載していますが、この場では簡単に口頭で説明させていただきますと、本制度におきましては、協定を締結して5年以上農業生産活動等を継続することを要件としていますので、本制度を実施している集落の農用地におきましては、対策期間中は減少しないものと仮定し、その上で本制度の対象となり得るものの実施していない農業集落全体の農用地につきまして、2015年と2020年の農林業センサスを用いまして、5年間における経営耕地面積の減少率を

算出しまして、この減少率に第5期対策の協定農用地面積を乗じることで、本対策を実施していなければ減少していたであろう農用地の面積を算出しています。この計算方法により算出したものとしまして、第5期対策の実施により減少が防止された面積については約7.6万ヘクタールとなっております。また、7.6万ヘクタールに「耕地及び作付面積統計」で公表されております耕地のかい廃面積のうち耕作放棄によるものの割合というのを乗じることで、農地の減少防止効果のうち耕作放棄によるものの面積としまして、約3.3万ヘクタールというものが算出されております。

これらをまとめますと、第5期対策においては、本制度により約3.3万ヘクタールの耕作放棄の発生防止を含む約7.6万ヘクタールの農用地の減少が防止されまして、農用地の多面的機能の維持、発揮がされたものと考えてございます。参考として四角の枠囲みがありますけれども、この約7.6万ヘクタールというのは埼玉県や愛知県、兵庫県の耕地面積に匹敵する面積となっております。

続きまして、その下Ⅱの「中間年評価結果等を踏まえた制度の現状等の分析」でございます。中間年評価での調査や、それから各協定の面積や参加者数などのデータを関連付けた分析を行っております。その裏付けとなるデータについては、別途お配りしている参考資料に図表を掲載していますので、両方を見比べながら御覧頂いただければと思います。

まず、概要の一つ目の「○」でございますけれども、次期対策での協定活動の廃止意向は協定面積、協定参加者数ともに小規模な協定ほど廃止意向を示した割合が高くなりました。また、広域化の意向を示した協定の割合は規模にかかわらず低く、小規模な協定においても1割程度の意向にとどまっております。

参考資料の①の1のアとイを御覧ください。こちらは協定面積が規模別、それから協定参加者規模別、左の方が小さいわけですがけれども、いずれにつきましても、小規模な協定では廃止の意向が高くて、規模が大きくなるにつれて低くなるのが分かります。その下、1の②のアとイを御覧ください。協定の面積規模別、それから協定参加者の規模別、いずれも広域化の意向を示した協定の割合は1割程度にとどまる、このブルーの部分でございますけれども、小規模な協定におきましては約1割となっております。

概要に戻りまして、2つ目の「○」でございますけれども、集落戦略の策定や加算措置を実施している集落協定ではほとんどが継続の意向を示しており、加算措置等による支援が協定活動の継続に寄与していると考えてございます。こちら参考資料の一番下の②を御覧ください。基礎単価の協定は継続意向なしが12%に対しまして、集落戦略を策定する

体制整備単価の協定については6%となっており、右に行きまして、加算措置を実施している協定の継続意向なしは3%で、特に棚田加算、広域化加算、集落機能加算、生産性向上加算を実施している協定では2%ということで、ほとんどの協定が継続の意向を示しているということが分かります。

それから、概要の資料三つ目の「○」でございますけれども、面積規模が小さな協定では集落戦略の作成や加算措置に取り組む割合が低い傾向がございます。参考資料の2ページ目をお開き頂きまして、③のアを御覧ください。集落戦略に取り組む体制整備単価の協定の割合は、面積規模が大きくなるにつれて大きくなります。このブルーの部分が大きくなっているところでございます。それから、イを御覧頂きたいと思いますが、同じく加算措置に取り組む協定の割合も協定面積が規模が大きくなるにつれて高くなっていることが分かります。

続いて、概要の四つ目の「○」でございますけれども、集落協定の代表者、それから事務担当者ともに協定面積の規模が大きくなると年齢が低くなる傾向がございます。こちら参考資料の④のアとイを見ていただきたいと思いますが、特にイの事務担当者のほうが実際に事務作業を担当している方ということで、その傾向が強く出ています。5ヘクタール未満では①の60歳未満、それから②の60歳から70歳を合わせまして63%となっておりますけれども、50ヘクタール以上になりますとそれが80%以上となっているということで、大規模な協定では人材の確保がしやすくなっているということが分かるかと思っております。

概要の五つ目の「○」でございますけれども、集落戦略の作成や加算措置に取り組む集落協定では必須活動以外の幅広い活動に取り組んでおります。こちら参考資料の⑤を見ていただきたいと思いますが、表の⑭につきましては、協定農用地の保全や水路の管理等の必須活動以外は実施していない協定の割合となっておりまして、それから①から⑬が必須活動以外の活動を行っている協定の割合となっております。基礎単価につきましては、11%が必須活動以外の活動を行っておらず、必須活動以外の活動については相対的に低い割合となっております。一方で、集落戦略の作成や加算措置を実施している協定におきましては、必須活動以外の活動を実施している協定の割合が高く、例えば棚田地域加算を実施している協定では⑤の「農作業の共同化」、⑨の「都市住民との交流活動」、⑩の「農産物の販売・加工」など、幅広い活動が実施されているということが分かります。これが中間年評価の分析をしたものでございます。

続いて概要の裏のページ、2枚目をお願いいたします。

Ⅲの「次期対策に向けた市町村の考え」ということで、今回の最終評価に際して実施した次期対策の取組に関する市町村へのアンケート調査結果の分析をしたものでございます。

まず、一つ目の「○」でございますけれども、今後さらに人口減少、高齢化が進み、農業の担い手の確保も困難となることが予想される中で、市町村が現在、重点を置いている農業振興施策と10年後に重点を置く施策について、1位から5位までの順位を付けていただきました。

参考資料の3ページ目の①を御覧頂ければと思いますが、各順位に記載してあるこのパーセンテージがありますけれども、こちらは各施策をその順位に選んだ市町村数の割合となっています。ポイントも書いていますけれども、表の下の注意書きのとおり、施策ごとに1位に選んだ市町村数に1.0を、それから2位に選んだ市町村数に0.8をと市町村数に順位に比例した点数を乗じまして、合計したポイントとなっております。現在、それから10年後におきましても、アの「農業の担い手を確保するための支援」、それからイの「担い手への農地の集積、集約化のための支援」、これが1位、2位となっております。市町村は担い手を対象とした施策に重点を置いていることが分かります。一方で、現在と10年後を比較しますと、ア、イともにポイントが減少してしまっていて、これに対しまして、ウの「サービス事業者のほか、多様な農業人材の育成・確保への支援」、コの「スマート農業実用化への支援」、シの「地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組み構築の取組への支援」などは、現在と比較して10年後は高いポイントとなっていることが分かりまして、市町村は農業の担い手の確保が困難となりつつある中で、多様な農業人材の育成、確保や地域の各種団体との連携、スマート農業実用化など、担い手以外も含めた多様な農業人材の確保や農作業の省力化への支援も重要と考えていることが分かります。

概要の2つ目の「○」でございますけれども、アンケート調査で市町村が本制度によってどのような農地を守ろうと考えているかについて聞いております。こちら参考資料の3ページ目の②を御覧頂きたいと思います。一番多いのはイの「耕作条件が悪くとも、耕作が継続される見込みがあれば、本制度によって守っていききたい」というのが53%と全体の過半となっております。このイとエの「中山間地域の中の耕作条件のよい農地であって、耕作が継続される見込みがあれば、本制度により守っていききたい」とを合わせますと約7割ということで、協定参加者の減少、高齢化が進む中で、多くの市町村において耕作の継続が見込まれる農地を守りたいと考えていることが分かりました。また、この表には

記載しておりませんが、市町村に各選択肢を選択した理由について聞いておりました、一部の市町村からは地域の話合いに基づき作成された地域計画に位置付けられた農用地を守るべきという意見もございました。

続いては三つ目の「○」でございます。小規模協定が今後も活動を継続するために、市町村として何を必要があるかと考えているかについて聞いております。こちらは参考資料の4ページ目、③を御覧ください。まず、「ア 周辺の集落協定との統合や他の協定未加入農家の参画を促進する」が26%、「イ 統合ではなく複数の協定の連携を促して事務の共通化など、連携可能な活動を推進する」が24%になりまして、「エ 小さな協定は無い」と回答した市町村が12%ありますので、これを考えますと小規模協定の活動継続のためには周辺協定との統合や未加入農家の参加促進、複数の協定間の連携推進と回答した市町村が合わせて過半を超えているということが分かります。

続いて四つ目の「○」でございます。これまでと同様の共同活動を続けていくことが困難となることが予想される中で、集落協定の各種共同活動の継続のためにどのような体制づくりが必要なのかということを知りたいと考えております。こちらについては、参考資料の4ページ目の④を御覧ください。「イ 集落協定の統合はせず、複数の協定が連携した事務の共通化等を推進する」と、「ウ 集落協定と多面的機能支払の活動組織等との連携を推進する」がそれぞれ4割近く、「ア 集落協定の統合を推進する」が3割近くといった回答が得られてございます。

五つ目の「○」になりますけれども、中間年評価においても多くの市町村が事務の負担を課題として挙げているところでございます。このような状況の中で集落協定に対する事務支援を市町村が今後どうしていきたいと考えているかについて聞いてございます。

こちら参考資料の⑤を御覧頂きたいと思っております。イとウとエにつきましては、これまでどおりの協定への支援は困難としているものでございまして、その対策として、イは「協定の統合や複数協定の連携を推進する」、ウは「外部組織への事務の委託を推進する」ということで、この二つを合わせますと40%となっています。これに対して、エについては「これまでどおりの協定への支援は困難であるが、これといった対応策が思いつかない」というもので、35%となっています。

以上をまとめますと、事務負担の軽減のために何とかする必要があると考えている市町村は75%を占めるものの、そのうちの約半数から対応策が思いつかないと回答があったということが分かります。

これが市町村等に対しての考え方を伺ったアンケートの結果となっています。

これまで説明した分析結果を踏まえて、IVの「今後、進めていくべき取組」についてまとめましたので、こちらについて説明したいと思います。これまでの説明でも繰り返し述べてきましたけれども、人口減少、高齢化が進行し、共同活動の継続や集落の維持が困難となっている中山間地域等において、集落協定も高齢化による協定参加者の減少、担い手やリーダー不足等により活動の継続が困難な協定の増加や協定廃止が課題となっております。このため以下の1から3に記載する取組について検討が必要であると考えてございます。

まず、1点目でございますけれども、共同活動の継続に向けた体制づくりでございます。活動継続のために、複数の協定間の連携や外部組織との連携の推進が有効と考えられます。このため次に記載してある二つの取組を進めていくことにより、効率的な農地保全や集落機能を維持する体制づくりを進めることが重要と考えております。

一つは、集落協定間の連携です。小規模な集落協定は、廃止の意向を示す協定の割合が高いものの協定の広域化に消極的であることから、まずは集落の協定が連携し、事務局機能の一元化、農地保全活動や農作業、機械利用の共同化など、集落協定間で連携可能な活動を行うための体制づくりを進めること。

それからもう一つは協定活動への多様な組織等の参画です。小規模な協定では、人材に余力がない場合や地域や営農条件のつながり等がないため、他の協定との連携が困難な場合もあることから、農業者のみならず多様な組織等が協定活動に参画可能な体制づくりを進めること、これらが重要ではないかと考えてございます。

2点目は営農継続のための取組です。協定農用地の保全や農道、水路等の維持管理といった基本的な活動に加えまして、農作業の効率化や農作物の高付加価値化など、農業生産活動の継続につながる幅広い活動を促すためには次に記載する取組に係る加算措置等により、地域における共同活動の活性化等に資する取組を引き続き支援していくことが重要ではないかと考えております。

一つ目はスマート農業の関係です。限られた人員で農作業を行う必要が生じている状況下におきまして、農作業の効率的な実施や負担軽減に向けて、最先端技術の活用等によるスマート農業技術を導入した営農活動や農地、施設の管理など、効率的な農業生産活動を継続できる環境を整備することが重要と考えてございます。

二つ目は5期対策でも措置している加算措置でございますけれども、より条件の厳しい

超急傾斜地域においても超急傾斜農地保全管理加算等を活用し、将来にわたって耕作すべき農地等を明確化した上で保全管理の活動を実施すること、また貴重な国民的財産である棚田を保全するため、引き続き棚田地域振興活動加算等により棚田地域の振興に向けた活動等を展開すること、こちらが重要ではないかと考えております。

次に、加算とは話が変わりますけれども、地域計画の関係でございます。現在各地域において、地域の将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定に向けて取り組まれているところでございますが、中山間地域等における農業生産活動を支援する本制度につきましても、将来にわたって農業生産活動が継続的に行われるよう地域計画との調和を図ることが重要と考えてございます。

最後三つ目が事務負担の軽減でございます。先ほども申し上げましたように、中間年評価においても事務負担の軽減を求める意見が現在も多くの自治体から出されているところでございます。これまでも事務負担の軽減に向けまして事務の運用改善などを行っているところでございますけれども、今後も事務の簡素化について検討しつつ、必要な軽減策を講じることが重要と考えております。

以上が最終評価についてのまとめとなっております。

説明は以上で終わります。

**○図司委員長** ありがとうございます。

それでは、これから質疑に入ってまいります。御意見、御質問ある委員の皆様は挙手にてお願いいたします。

内容については、先ほど事務局から御説明がありました第5期対策の最終評価案についてということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、原委員からお願いします。

**○原委員** 原です。質問からお願いします。概要版の2ページ目の「今後、進めていくべき取組」の1番の2つ目の「○」の農業者のみならず多様な組織等というのはどういう組織を想定されていますでしょうか。

**○中山間地域・日本型直接支払室長** こちらは地域にある自治会なり、非農家、NPO、学校、土地改良区は農業関係になりますけれども、そういったものと連携していくということが必要ではないかと考えているところです。

**○原委員** 自治会、非農家、企業も。

**○中山間地域・日本型直接支払室長** 企業ももちろん含みます。

○原委員 分かりました、すみません、単純な質問で。

○図司委員長 ありがとうございます。

では、ほかの委員の皆さん、竹田委員、お願いします。

○竹田委員 御説明頂きありがとうございました。

私も質問をさせていただきたいことが1点ありまして、農用地の減少防止等の効果についてです。詳しくは本文のほうに書いてあるということで、11ページに類似の条件不利性を有する集落の農用地の減少率の算定というところがあるかと思うのですが、その右側の表の下に注が書いてありまして、秘匿の集落を算出から除外したという注意書きがございます。これは第5期対策はこういう処理をされたと理解しています。確か、第3期対策以降はこの推計方法を使用をされていると思うのですが、3期は私は見てなかったのですが、第4期対策にはこの注がない状況です。そこでこの処理の部分が気になりました。細かい点なんですけれども、秘匿の集落は農家戸数の規模がかなり小さいところだと思いますので、農用地の減少率が大きい可能性もあると思います。そのようなところが除かれていると、ここで推計している減少率は少なめに出てしまっていて、直払による農用地等の減少防止効果は本来もう少し高い効果になっていた可能性もあるんじゃないかと思いました。第4期対策においてこの注がなかったのも、多分秘匿の部分も含めて推計されたとすれば、そのあたりの処理の違いが気になりました。ちなみに第4期対策ですと経営耕地面積の減少率が11.3%というふうに推計されていたので、どちらにしても第5期対策のほうが減少率は高くなっているのも、あまり大きな影響はないかもしれませんが、その辺を御説明頂けるとありがたいと思いました。

○事務局 算出するときに第5期対策は明示的に秘匿の集落があったので、除外させてもらって、計算上そもそもデータが秘匿のところはないので、除外させてもらったのですが、4期が除外をしているか、手元にデータがなくて恐縮なんですけれども、別途回答させてもらえればと思います。

○竹田委員 ありがとうございます。

○図司委員長 いずれにしても扱いは丁寧にしたほうが良いという御指摘だと思いますので、御確認をお願いできればと思います。

では、関連してでも構いませんし、橋口委員、どうぞお願いします。

○橋口委員 推計に関わる話が出てきましたので、関連するかと思って発言させていただきましたけれども、素案の12ページに耕作放棄地の発生防止効果というものが出されており

ます。ここでは前段の今話題になった7.6万ヘクタールの農用地の減少抑止ということとつながるわけですが、それを前提としつつ3.3万ヘクタールという推計が出されています。ここでなぜ3.3万ヘクタールと推計されたかということ、農地のかい廃率が約43%だったと。このかい廃というのはいわゆる荒廃農地になったというものかと思います。前段の農用地減少防止効果というのは、類似の条件の集落を抽出されて、そこの減少率を比較して推計されているということで、妥当性はあるのではないかと思うんですが、こちらの耕作放棄地の発生防止効果は、日本全国のいわゆる市街化区域内の農地も含めてデータを扱っているんで、データの扱いがちょっと大胆過ぎると言いませんか、結局残りの7.6万ヘクタールから3.3万ヘクタールを引いた4.3万ヘクタールはどうなったのかということ、この推計に基づけばそれは転用された。その場合の転用というのは、この耕地及び作付面積統計のデータから類推するに、例えば工場用地とか道路鉄道用地、あるいは宅地といった言わば都市的な土地利用に転用されたというのが残り4.3万ヘクタールとなります。そうしますとこの中山間直払という制度は何を目的としている制度ですかとなった場合に、むしろ都市的な転用を抑止した効果のほうが大きいと、そういうようなこの制度の位置付け、役割、目的からして大分ずれたことにつながるのではないかなと思っておりまして、ここの推計方法について考え直していただきたいなと思っている次第です。

○**図司委員長** 事務局からいかがでしょうか。

○**中山間地域・日本型直接支払室長** 今回耕作放棄地の発生防止効果については、第4期対策でも同じような考えでしているところなんですけれども、橋口先生のおっしゃることも確かにごもっともでございます。ただ耕作放棄地によるかい廃面積の割合というのは中山間地のデータも内訳がないということで、今回こういう計算をしているんですが、確かに全国で平均で出しているということで、ちょっと誤解を与えるかもしれないということもあります。そこの記載ぶりについては検討させていただく、若しくはこれについては何か別な表記をすることも含めて、考え方について検討させていただければと思っています。

○**図司委員長** よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

先ほどの2件、委員の皆さんから御指摘頂いたところは、中山間地域の農地の統計上の扱いの繊細さと言うのでしょうか、その部分を丁寧に見たほうが良いという御指摘だと思いますので、扱いについては留意点を沿えていただくなり御検討を丁寧にしていただければと思います。よろしくお願ひします。

それでは、ほかの点も含めて星野委員、お願いします。

○星野委員 失礼します。

1点お伺いしたいことがございまして、概要版の2ページ目の「今後、進めていくべき取組」の2の「営農の継続」の一番下に地域計画との関連性を言及されたところがあるかと思えます。最後の2行目ですが、中山間地域等における農業生産活動が将来にわたって継続的に行われるよう地域計画との調和を図ることが重要である。この場合、誰が調和を図ることになるのでしょうか。

○図司委員長 では、事務局のほうからいかがでしょうか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 現在、地域計画を策定するというところで、地域において話合いにおいてどの農地を守るべきかということが検討されております。中山間直払の農用地についても同じような方向で地域においてしっかり位置づけるなり、そういったことを検討していただくことが必要ではないかと思っております。

○星野委員 そうすると、地域の側にそれをやってくださいねという働きかけをすればいいということですか。

○地域振興課長 地域計画は農業経営基盤強化促進法に基づいた法定計画になっておりまして、農水省として地域計画を今年度中に定めるということになっております。

一方で中山間直払についても農水省の制度ですので、同じ農水省として法定計画とも取り組んでいる施策というのは整合を図る必要があるということで、そういう調和を図っていきたいという思いでございます。

○星野委員 思いは分かったんですけども、誰が実現するのというところ辺が知りたいんですが。

○地域振興課長 実現するとか、地域計画は地域で取り組んでつくっていただくものですので、それと国の政策である中山間直払とで齟齬がないようにやっていきたいという思いです。地域計画は既に地元で取り組んでいただいておりますので、それと中山間直接支払を整合を図っていきたいということです。誰が実行するというものでもないと考えます。

○図司委員長 星野委員、いかがですか、よろしいですか。

○星野委員 おっしゃることはよく分かりました。

それで、地域の話合いの中でいろいろ決まってくるのを横で見ながら、その支援といいますか、いろいろ手伝ってあげたり、或いは情報を提供したりというようなある意味地域

のケアをしていただくようなことが重要になってくるんじゃないかなと思うんです。その辺の丁寧な体制づくりも入れていただくのがいいかなと。その続きのステップとして、そういう推進体制の件も議論に上がってきたらいいのになと思いました。

**○地域振興課長** 8月に最終評価を行いまして、令和7年度から次期対策に入っていくわけですが、その前に予算要求等もごさいます。8月の概算要求が終わった後に次の対策の制度の中身を丁寧に御説明をさせていただきたいと思っております。その際、現在、各市町村や農業委員会で地域計画に取り組んでいただいておりますので、その市町村の担当者にまで次の対策で地域計画との整合を図るといような方針を丁寧に御説明して、理解していただくといようなことをさせていただきたいと考えております。

**○星野委員** ありがとうございます。十分分かりました。

例えば先ほどの原委員がご質問された多様な組織が新たに参画するということですが、地域の周辺だけで探すことはなかなか難しいと思うんですね。もっと探す範囲を広げる必要がありますが、そうすると個々の地域つまり協定集落だけで解決できるものではないということになりますし、それから先ほどのアンケートの中で事務支援のことがありましたよね。どうやっていいか分からないと回答した割合がありましたけれども、これはおそらく単に事務支援だけの話じゃなくて別の項目を聞いても、この手の回答の割合がそれなりに出てくる可能性が高いと思います。そうすると、これらはいずれも推進体制のところにもう少し光を当てて重点的にするべきではないかという方向性が考えられます。

以上です。

**○図司委員長** ありがとうございます。

もし関連しまして、榊田委員、お願いします。

**○榊田委員** ありがとうございます。

今の星野先生のお話、私もちょっと引っかかっていたのがそこですので、ちょうど御質問頂いたので、重なって御質問させていただきます。

私も現場とお付き合いをしている記者なので、この『地域計画との調和を図る』の調和という意味がとても気になりまして、それで現場、どことは当然言えないんですけども、幾つかにお話を伺ったんですが、既に地域計画の策定を他の事業と紐づけるといような、そういう意向が市町村には結構下りているという話も伺っています。具体的な内容に関しては、今のお話を聞いていると具体的にはこれから検討するということなのか、私も混乱しまして、なので、せっかくの正式な委員会ですので、ここで地域計画の調和といこの

調和というのは、地域計画の策定を中山間の直払と紐づける、或いは要件にするという意味ではなくて、現段階では白紙であるということを確認をさせていただきたいなと思ひまして、ぜひ御回答をお願いしたいんですが。

○**地域振興課長** 現時点で何ら決まったものはございませんが、今法律に基づいて地域計画をつくっていただいております。将来も農地として守っていくところをどこを誰がやるのかというのを定めていただくのが地域計画で、中山間直接支払についても5年間の営農継続というのが要件になっておりますので、そのあたりをどのように整合を図っていくのかというのをこれから検討していくということでございます。

○**榊田委員** 追加ですけれども、地域計画、今皆さん必死でつくられている状況ではあるわけですけれども、年度内という締切りになっていますよね。現場で話を積み上げて、それで年度内までに目標地図までつくるといのはかなり難しいと感じている自治体も現状多いというのは、多分農水省さんも認識していらっしゃるのではないかと思います。

なので、本当に年度内につくらなければどうなるのかというのを気にしていらっしゃる自治体も非常に多いので、そこでばしっと線を切られてしまうと、すごい現場は混乱すると思うんですよ。地域計画そのものの意味というか、つくる意味は私も理解しているつもりですが、そこを一回丁寧に検討して現場にハレーションを起こさないようにしていただきたいと思ひます。

年度内までにつくらなきゃいけないから、話合いなんかやめてとにかく適当に目標地図をつくって出してみたいな、そんな話になったら本末転倒になってしまうので、せっかくのコンセプトで皆さんにつくっていただいている地域計画なんだから、丁寧に話合いを積み重ねた上でつくってもらうという前提で、例えば紐づけとか要件とかというのと整合性を図るといところでも、経営局さんともぜひ検討をしていただければなというふうに非常に強く願っております。

○**地域振興課長** 御指摘の件は意図はよく分かります。

地域計画の策定状況について答える立場にないので、そこについては御理解をしていただければなと思ひます。ただ地域計画ができてないからといって直ちに中山間直接支払の対象ではないということにしてしまうと、委員御指摘のとおりかなりのハレーションが起きるといことも考えられますので、そこは十分うまく次の対策に入っていけるような検討を進めてまいりたいと思ひております。

よろしくお願ひいたします。

○榊田委員 よろしくお願ひいたします。

○図司委員長 ありがとうございます。

この関連で御質問、御意見ほかにございますか。

よろしいですか。

私からちょっと関連して、今、榊田委員からは地域計画との兼ね合いがありましたが、今回の第5期対策としては集落戦略をつくってもらおうというのは、現場のほうにある意味チャレンジしていただいたと思うんですね。数が1万8,000余りということで、見込みなし14をちょっと残してしまっている形になりますが、この集落戦略は、ある意味中山間の協定の範囲でかなり配慮してやっていただいた。かなり工夫して内容をまとめて頂いたと思うんですけれども、それこそ先ほどの星野委員からも頂いた推進体制も含めて、立てつけであったりとか、この集落戦略そのものの評価みたいな話は、恐らくあまり今回中身には書き込まれてないと思うんですが、今回の第5期対策ではかなり大事な要素かと思うんですけれども、この辺の評価は事務局としてどう認識されているか。

おそらくこれと絡めて地域計画の話も、位置付けは制度内か法定計画かという違いはありますが、近いところではあるので、この辺もし見解ありましたら頂ければと思うんですが、いかがですか。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） 集落戦略の関係ですけれども、集落戦略につきましては、地域の協定の方々がその地域の話合いに参加していただいて、協定の農地を含めた地域計画をつくっていただいた場合は、その地域計画を集落戦略とみなすということになっていますので、集落戦略と地域計画が同じものとして活用できると思います。

集落戦略、独自につくった場合はそれを基にして地域計画の話合いに入っていけると思いますので、そういった意味では集落戦略というのが地域計画とよく密接に関わっていますので、地域計画をつくる上でも集落戦略があるというのは効果があると思っております。

○図司委員長 ある意味話合いの場を丁寧につくっていくというところがポイントだと思うので、当然、守るべき農地とそこからどうしても外さざるを得ない話の白黒がついてしまうのはやむを得ないところだと、現場の判断だと思いますけれども、おそらく先ほどの榊田委員のお話もそこに持っていくプロセスのところをしっかりと時間のところを見ながら現場を見据えていったほうがいいんじゃないかと、そんな御意見かなと思いましたので、この辺の扱いはぜひ丁寧に御検討頂いたほうがいいのかと私も思いました。

ありがとうございます。

それでは、ほかの論点でも構いませんので、委員の皆さんから御意見、御質問、飯國委員、お願いします。

○飯國委員 私の方はⅢの「次期対策に向けた市町村の考え」の四つ目の「○」、本文でいうと25ページの表がございます。

この間ずっと事務局、事務体制、支援体制がとても大変だという話が出てきていて、そのアンケート集計結果の一つというふうに考えていいかと思います。アからオまでですね。ちょっと驚いたのは、一番上のアのように事務支援を負担に感じていないというのが2割ですよ。その一方でずっとここで議論であったように、結構大変だというようなウ、エというのは確かに主流なのではありますけれども、随分とこの意見の隔たりがある。この期での議論の中で大きな問題としてクローズアップされた問題だろうと思うんですが、おそらくそれぞれの自治体が置かれている状況、事務局体制、あるいは協定の数、大小、そういった問題があらうかと思います。

できたらこのアンケートでクロス集計を取るなり何かして、もう少しそれぞれの対応の違い、反応の違いというのを特徴づける。どんな市町村が負担を感じていないのか、あるいはどんな市町村がもう厳しく、対策もないよと言っているのか、そんなところがもう少しクリアになるといいなと思って読んでおりました。もし既にしているよということであればお教え頂きたいです。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） 今御指摘頂いた点につきまして、資料には載せてなくて恐縮なんですけれども、各選択肢を選んだ市町村の平均協定数を調べておりました、それを申し上げますと、アの負担を感じていないというのを選択した市町村が平均14協定で、イの協定の統合や連携を推進、これを選択した市町村が平均で38協定、ウの事務の委託を推進を選択した市町村が平均31協定、エの対応策が思いつかない。これの市町村が平均20協定、オの事務支援をほとんど行っていない。これを選択した市町村が平均14協定でして、協定数が多い市町村ほど事務を負担に感じているという、そういうことが分かったというところがございます。

○飯國委員 あとは担当する方の職員の数であるとか、ほかの要因もありますよね。同じ30前後でも反応が違ったり、エのほうのように事務支援はもう困難でこれといった対応が思いつかないぐらいになっちゃうところが協定数が多いかということとそうでもなくて、20にとどまっているということは、そもそもの市町村の規模ということも当然影響してくるんだろうと思いますね。そういったことを含めて、もう少し鮮明になると次の対策へとつな

がるのではないかなと、これは意見ですけれども。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） また調べていきたいと思います。

○図司委員長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか、皆さんから。

今の飯國委員からの御質問にも重なってくるんですけれども、私から重ねてなんですけど、自治体ベースでの負担に感じている、感じていないの差をどうつかむのかということは、もしかすると事務支援体制も自治体単位よりももうちょっと広域化させるというんですか、例えば県の出先のエリアだったりとか、その辺でカバーするような体制を何か工夫していくような形はあり得るんじゃないかなというのもちょっと思ったんですね。

というのは、中間年評価のときに事務支援体制で担当職員の方が1市町村1.数人というデータが出ていたと思いますが、自治体単位で、昔よりも担当者の数が細っているときに知恵の共有であったりとかノウハウ共有みたいなことも含めて、情報を共有しながら現場と向き合っていく、あるいは事務体制をもうちょっと工夫していくような、知恵を寄せ合うような場みたいなところが少なくとも必要になってくるのではないかなと思います。実際に体制がつくれるかどうかの話にはなりますけれども、そういう意味で現場レベルでの連携の取り方みたいな話はずっと議論はしてきたようにも思うんです。事務支援体制のところも、広域で担当職員が何かしら連携できるような体制づくりの発想を我々もつくっていかないといけないのかなということを今、飯國委員の御意見を伺ってちょっと思いました。もし何かその辺のことをお感じになっているところがありましたら事務局からお願いします。

○地域振興課長 今日御説明させていただいたこの概要の4のところの1番の「共同活動の継続に向けた体制づくり」というところで、一つ目の「○」の下線を引いているところで、複数の協定で連携して事務局機能の一元化というものも目指していこうと、要はたくさん協定があるとそれだけの事務があるんですけれども、そこを連携すると事務そのものが一つになるので、そこもかなり軽減できるのではないかなというふうに考えております。連携する一つの取組として事務機能というものも次の対策で目指していこうと考えているところでございます。

○図司委員長 そのほかいかがでしょうか、委員の皆さんからまだお時間はありますので、遠慮なく御質問頂いて結構ですが。

橋口委員、お願いします。

○橋口委員 質問といいたいでしょうか、意見といいたいでしょうか、お願いみたいな話ですけれども、素案の14ページに協定面積別の廃止意向を示した協定数の割合というのがグラフでも出ております。全体の傾向としてこちらに書いてありますとおり、規模の小さい協定のほうが廃止意向が多いということが分かって、全体的な傾向としてはよく分かるのですけれども、例えば一定規模、30ヘクタール以上40ヘクタール未満とか、あるいは40ヘクタール以上50ヘクタール未満、ここも一定数の協定が廃止意向を示していて、特に40ヘクタール以上50ヘクタール未満というところはちょっと高くなっています。

これは分母が小さいからかもしれませんけれども、面積の区分がちょっと異なるので、はっきりとは分からないのですけれども、実施状況と照らし合わせてみると、この30ヘクタール以上40ヘクタール未満、あるいは40ヘクタール以上50ヘクタール未満というところでも廃止意向を示しているという協定が多分10~30ぐらいいはざっくり言うところではないかなと。こういうところがやめると、小さいところがやめて結構ということはもちろん全然ないのですけれども、特にそれなりの規模のところをやめるとするのは一体どういうことだろうかという懸念があります。全体のアンケートの傾向を分析することとともに、ある意味個々の協定の個票といいたいでしょうか、ある種の診断みたいな意味も含めて、もちろん現場の市町村でも何か考えておられると思うのですけれども、特にこういうところにつきましての個別対策みたいなことも、県、市町村を通じて状況把握とかを含めて、可能な範囲で何とか御対応といいたいでしょうか、働きかけとかしていただければありがたいと思った次第です。

○図司委員長 ありがとうございます。

○地域振興課長 15ページに人数別の廃止予定と回答した廃止の理由のところは整理しているのですが、面積規模のところは整理できておりません。これは整理しようと思えばできますので、そこは改めて整理をしたいと思います。人数が多いところも見ていただくと高齢化などが理由になってきていますので、人数が多くても皆さんが高齢化していれば5年間というのが多分ネックになってくるということもあります。そういうものも含めて、さきほど申し上げたネットワーク化や、一番最初のほうに御質問ございましたが、多様な組織との連携を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○図司委員長 橋口委員、よろしいですか。

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。



だいている県もございまして、その中で、私が記憶の限りなんですけれども、これに対してコメントは思いつくところではなかったのかなと思います。

**○図司委員長** 私が関係している現場だとかなりこれらの加算をうまく使えたという評価もあるので、母数は少ないと思うんですけれども、現場の特にソフト面でしょうか、農村RMOなり先ほどの広域事務でどうするか、事務局の一元化みたいな話にはかなりプラスに作用していることはあると思います。そこの評価の仕方も数は少ないですけれども、質的なところでどうするかという話はいろいろ次につなぐべきところかなと思いますので、そこも丁寧にフォロー頂けるとありがたいなということでコメントさせていただきました。よろしくお願ひします。

ほかいかがでしょうか。

委員の皆さん、飯國委員、どうぞ。

**○飯國委員** 今期の委員会で一番最初の頃集落をベースとした協定が、集落がだんだん底抜けをしていくというか厳しくなってきた、もたなくなってきたよねという話がかかなり出てきたと思います。これまで直接支払を支給する場合での条件も緩和をしてきたということで、これもそろそろ限界に来た。どうしようかという話だったと思います。

今回の結論の部分を見ていると、そういったものに対して小規模だとなかなか対応しにくい、むしろ大きいほうがいいよということもデータとしてしっかり出されていて、すごくよく分かるお話なんですけど、私が当初から思っていたのは、守りたい農地に対する担い手の数という非常に単純な計算をすると、どうしても1人当たりの農地が大きくなっており、何するか、粗放化しかないのではないかと、そういうことをずっと感じています。現場で見てもどんどんと荒れていって、おじいちゃんたち、おばあちゃんたちの数が減っていく、その現場で守ろうというときに果たして組織を連携、ネットワークして守れるかというところと甚だ疑問があります。

本当に守りたいというのであれば粗放化という方法をもっと明確に入れて、そのものをどう拡大するのか、支援するのかという軸がないと、あとは人の数と比例しながら農地が減っていくしかないのではないかと、土地利用の方法を変える必要があるのではないかと、そんなことをずっと思います。

今回の今後の方向に関してその言及はないんですけれども、中間年評価の検討の過程で道府県や同第三者委員会からもそういった意見は出ていたと記憶しています。何とかそういうのが入らないのか、非常にすみません、個人的な思い入れみたいになっちゃうだけ

れども、そこら辺がもっとこの支払の中に入らないかと思っています。自然の力が強い日本であればこそ、そうした粗放化をきちっとできる方法を取り入れる、支援していかないと空間が守れないし、そのことはひいては獣害の増加、或いは移住者の方の数も減らすというようにも思うんですね。

関連してもう一つ言えば、先日、最適土地利用総合対策の事業を拝見しました。最初のプロトタイプのときから私は個人的にとってもいい事業だと思っていたんですが、最近制度が変わってその利用も広まっているということです。ああいうマインドというか、そういう土地利用を軸にしながら、それをきちんと立てつつ本当に守っていけるというか、そういうシナリオを書いていく必要があると思っています、今別建てになっているんですけども、そこら辺の要素をもっとこの直接支払の制度として取り組めないかとまだ思っています。これは意見です。

○**図司委員長** 課長、どうぞお願いします。

○**地域振興課長** ありがとうございます。

最適土地利用総合対策も地域振興課で所管し推進していますが、中山間直接支払については、制度創設のときに生産性の不利を補正するというので、営農をきっちり続けていただくということを前提として、その不利性を補正して続けていただくことによって多面的機能を発揮するというのが前提になっております。そこを営農活動をやめて粗放的管理でよいのではないかというふうになってしまうと、制度をつくったときの趣旨が変わってしまいますので、そこは別の制度で最適土地利用総合対策の事業がございまして、そこと別建てでやっていくというふうに考えているところでございます。

○**図司委員長** 飯國委員、どうですか。

○**飯國委員** まさにおっしゃるとおりの御指摘だろうと思うんですけども、ただ今の当初の設計どおりいけば中山間の農地はどんどん縮小せざるを得ない。そのときに制度はそれでいいのというもう一回揺り返しというのはないものなのでしょうか。

○**地域振興課長** 先ほど御説明させていただいたとおりでございます。

○**図司委員長** ありがとうございます。

原委員、どうぞお願いします。

○**原委員** では、私も意見というか、概要版の「次期対策に向けた市町村の考え」を拝見してまして、国ならではのできることをこの市町村さんの意見を酌みつつも、ちょっと違うことをやるということもありかなと思います。本当にジャストアイデアぐらいに聞いて

おいていただければと思うんですけども、広域連携化を第4期、第5期とやってきて、事務も含めていろいろできることは進むんだと思うんですけども、もうちょっと違うプレーヤーとして、さっき多様な組織をという一言があったので、そこかなと私は思っています。一つは企業を巻き込む、もう一個は市民を巻き込むというのが多分あり、基本法でもそういう流れで関係人口などが出てきているのだろうなと思います。

それを制度的にバックアップする方法として、環境省に自然共生サイトの制度があると思います。これは御存じのとおり企業が持っている社有林などで生物多様性が保全されている認証を環境省から得れば、サステナビリティレポートに書くなど、対外的発信に使えますよという制度です。これを参考に、中山間地域での農地保全とか自給率維持の取組を集落とともに企業が共同で取り組んだら農水省が認定し、サスレポに書けると。いま、ESGに関する開示の拡充はかなり義務化に向けた議論が進んでいまして、今TCFDが実質的にプライム上場企業に義務化されており、また、まだ未定ですが、27年～28年といった時期には、自然や生物多様性も含めたESG全般への開示が一部の企業に義務化されることも議論されています。幸いなことに中山間地は生物多様性の宝庫でもありますので、全ての上場企業が中山間地を向いてくれるかどうか分からないけれども、でもあちこちにそういうチャンスを見いだしながら、農地保全とか自給率維持に役立つ中山間地を支える制度、環境省の自然共生サイトの農水版はどうかなと思って、ジャストアイデアです。

○地域振興課長 貴重な御意見ありがとうございます。

実は生物多様性については、環境省と連携して農水省の中でも施策というのを取り組んで、その一つに中山間直接支払というのは既に位置づけられておりますので、また環境省と連携しつつできることは取り組んでいきたいというふうに考えております。企業の話を見せていただきますと、棚田地域振興法も地域振興課で担当していますが、棚田のオフィシャルサポーターというのをやっています、各企業さんが自分のところが行きやすいとか近くの棚田とかと連携して、そこで活動していただいているというところもございますので、そういうものも含めてPRしていきたいなというふうに考えております。

○原委員 ありがとうございます。

さっき農地保全、自給率維持で連携が既にあるよということよく分かりました。懸案の事務処理とか農道や水路の維持とかという一番手間のかかるところにも、それに貢献した企業というのは何らかの公的な認証を受けられるような制度だったらなおいいなと思った次第でございます。

○**図司委員長** ありがとうございます。

だんだん時間が迫ってまいりましたが、もうちょっと時間はありますので、委員の皆様いかがでしょうか。

竹田委員、どうぞ。

○**竹田委員** 今皆さんがおっしゃっていたことは、すごく大切なことだと改めて感じていたんですけども、本文の16ページですか、集落協定と農業集落の範囲について今回初めて多分調べていただいたと思うんですけども、そのAタイプは、要は一つの協定にたくさん集落が入っています。

多分これは協定の規模が大きくてたくさん集落を見込んでいる。つまり広域化したり連携したりする。今後目指す一つのタイプなんだと思うんですけども、それについて次のページに調べた結果が書かれていまして、廃止意向がある協定の廃止の理由というところがあるかと思うんですけども、表のウですけども、これは協定数がAタイプについては12しかないの、あまり確実なことは言えないかもしれないんですけども、ここで一番大きいボリュームを占めているのが活動の中心となるリーダーの高齢化とか、協定の参加者の高齢化になっています。規模を大きくしても大きい規模の中での多様性がない状態だとそういうことが起こり得るとある種の警鐘でもあるかなと今回データを見て思っていたので、先ほどの多様な連携みたいなところの組み方というのが規模を大きくした場合にも重要なんじゃないかなと思っていて、そういう意味では多面とか中山間の中だけで大きくするだけではなくて、別のそういう組み方というのも何か大事なんじゃないかなというふうに思いましたので、申し上げました。

○**図司委員長** 事務局からありますか。

課長、お願いします。

○**地域振興課長** 多様な集落との連携の中には多面の組織ももちろん入っていますし、いろいろな連携できる場所と集落協定によって地理的な要件もありますし、どういう団体があるかもありますので、限定せずにいろいろなところと連携を模索していただくような取組をしていきたいなと思っております。

○**図司委員長** ありがとうございます。

農村集落における、農家率の割合は決して高くないという3割、4割とか、そういう話でもありますので、そういう意味での多様な人材の存在をしっかりとフォーカスする必要がありますよね。

ありがとうございました。

そろそろ時間ですけれども、委員の皆さんよろしいでしょうか。

議事に御協力頂きましてありがとうございました。

最終評価の取りまとめに向けて今日御意見を頂戴しましたけれども、委員会としては委員の皆さんからおおむね内容については御理解を頂いたと受け止めました。若干内容の表記等に御意見頂戴していますので、その点は改めて修正をした上で再度委員会で御議論頂くという流れになろうかと思えます。その際に取りまとめの方向性に関しては、大きな変更がなければ事務局と私のほうで対応させていただきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか、委員の皆さん。

ありがとうございます。

それでは、予定されていましたが議題は終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

よろしくお願ひします。

○地域振興課長 関司委員長、ありがとうございました。

委員の皆様も活発な御意見ありがとうございました。今日頂いた御意見、最終評価に反映できるものは反映しまして、また御質問にお答えできなかったこともありますので、それも調べて後日御回答させていただきたいと思ひます。

本日は誠にありがとうございました。

次回の委員会なんですけど、8月に開催することとしておりまして、今日頂いた意見を踏まえてもう一度最終評価の案について最終的に御確認をしていただくというふうにしたいと思ひます。

それでは、これで本会は閉会をいたします。

どうもありがとうございました。

午後 2時55分 開会